所有されている倉庫について、資産税課へご連絡いただく必要があるか、確認してみましょう！

所有されている倉庫は、非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造など）である

はい

いいえ

倉庫内は10℃以下に保つことができる

はい

いいえ

倉庫そのものに冷蔵機能を備えている

（倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているものではない）

はい

いいえ

1棟倉庫部分の二分の一以上の面積が
10℃以下に保つことができる

はい

いいえ

このたびの改正による変更はございませんので、ご連絡は不要です。

お手数ですが、資産税課までご連絡ください。

担当職員が調査に伺います。

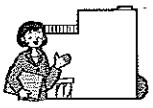

Q&A

Q 何を調査するのですか？

A 所有されている非木造の倉庫が「保管温度が10℃以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。
該当する倉庫が複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途であるかどうか、
床面積の確認などを行います。

Q 調査当日に用意しておく書類はありますか？

A 保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類（冷蔵設備明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）の
準備をお願いします。
もし、お持ちでない場合は、資産税課へお電話をいただく際にお知らせください。